

公職選挙法では、当選人になるには、まず立候補しなければならないと定められています。実際に、国の選挙や地方公共団体の選挙は、お互いに面識のない大勢の有権者によって行われますから、候補者が決まっていなければ、誰を選んでよいか判断がつかないでしょう。そうした現実的な理由からも、私たちの選挙では立候補制度がとられています。

立候補の届出

選挙に立候補するには、「立候補の届出」をする必要があります。国の選挙や地方公共団体の選挙への立候補の届出には、次の3つの方法があります。

1. 政党届出

衆議院小選挙区選挙・比例代表選挙および参議院比例代表選挙で行うことができます。一定の要件を満たす政党または政治団体が、選挙長に届け出ます。比例代表選挙の場合は、「候補者名簿」を届け出ることになります。

2. 本人届出

衆議院比例代表選挙・参議院比例代表選挙以外の選挙で行うことができます。候補者になろうとする本人が、選挙長に届け出ます。

3. 推薦届出

衆議院比例代表選挙・参議院比例代表選挙以外の選挙で行うことができます。選挙人名簿に登録されている人が、候補者となる本人の承諾を得て、この人を候補者にしたいと、選挙長に届け出ます。

注) 衆・参の比例代表選挙では上の1だけで、参議院の選挙区選挙と地方自治体の選挙では2と3、衆議院の小選挙区選挙では1, 2, 3ができるのです。



通称使用の申請

立候補届には本名（戸籍上の氏名）を記載しますが、本名以外で広く通用している通称がある場合、立候補届と同時に「通称使用の申請」をして、申請が認められれば、立候補者名の告示、選挙公報の氏名、政見放送の氏名などに通称が使用できます。通称使用が認められた場合でも、候補者が選挙運動の中で本名を使用するのは自由ですし、投票の際に有権者が本名を書いても投票は有効です。また、本名を仮名書きにする場合も通称使用の申請をする必要があります。

立候補の届出期間

立候補の届出期間は、選挙の期日の公示または告示があった日の1日間だけです。また、受付時間は、休日平日を問わず午前8時30分から午後5時までです。

立候補の辞退等

いったん立候補した後に立候補を辞退できるのは、立候補の届出期間中に限られています。立候補の辞退は文書で選挙長に届け出なければなりません。衆議院、参議院の比例代表選挙では、選挙の期日の10日前までの間に文書で選挙長に届け出れば、政党等は名簿を取り下げることができます。



ワンポイントガイド

立候補届には、記載する事項も、添付する書類もたくさんあるの。そこで実際の選挙の際には、選挙管理委員会（衆議院・参議院の比例代表選挙では中央選挙管理会）で選挙の前に説明会を開き、資料や書類を配り、さらには立候補者側の準備の進み具合に応じて双方であらかじめ内容をチェックするなど、立候補の届出受付当日の混乱を避ける努力をしているのよ。

政党等の要件

候補者の「政党届出」をする政党等は、その選挙について、以下に挙げる要件のいずれか1つを満たしていなければなりません。

衆議院小選挙区選出議員の選挙

- (ア) 所属する国会議員を衆議院・参議院を通じて5人以上有すること。
- (イ) 直近の衆議院総選挙の小選挙区選挙・比例代表選挙、または参議院選挙の選挙区選挙・比例代表選挙のいずれかで、全国を通じた得票数が2%以上であること。

衆議院比例代表選出議員の選挙

- ※左記の(ア)(イ)または、
- (ウ) その届出をすることにより、候補者となる名簿登載者の数がその選挙区(ブロック)における議員定数の20%以上であること。

参議院比例代表選出議員の選挙

- ※左記の(ア)(イ)または、
- (ウ) その参議院議員選挙において、選挙区選挙・比例代表選挙を通じて候補者を10人以上有すること。

供託

立候補の届出では、すべての選挙において、候補者ごとに一定額の現金または国債証書を法務局に預け、その証明書を提出しなければなりません。これを「供託」といいます。供託は、当選を争う意思のない人が売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐための制度です。ですから、その候補者や政党等の得票数が規定の数に達しなかった場合や、候補者が立候補を辞退した場合には、供託されたお金や国債証書は全額(衆議院、参議院の比例代表選挙では全額または一定の額)没収され、国や都道府県、市区町村に納められます。

選挙の種類と供託額および没収の規定

選挙の種類	供託額	供託物が没収される得票数、またはその没収額
衆議院小選挙区	300万円	有効投票総数×1/10未満
衆議院比例代表	※候補者1名につき 600万円	没収額=供託額- $\left(\begin{array}{l} 300万円 \times \text{重複立候補者のうち} \\ \text{小選挙区の当選者数} + 600万円 \times \\ \text{比例代表の当選者数} \times 2 \end{array} \right)$
参議院比例代表	候補者1名につき 600万円	没収額=供託額-600万円×比例代表の当選者数×2
参議院選挙区	300万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/8未満
都道府県知事	300万円	有効投票総数×1/10未満
都道府県議会	60万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
指定都市の長	240万円	有効投票総数×1/10未満
指定都市議会	50万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
その他の市区の長	100万円	有効投票総数×1/10未満
その他の市区の議会	30万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
町村長	50万円	有効投票総数×1/10未満
町村議会	15万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

※候補者が重複立候補者である場合は、比例代表の供託額は300万円となります。

※ここでの「市区」「区」は東京23区を指します。



立候補の禁止と制限

被選挙権を持っていない人の立候補は禁止されています。また、被選挙権があっても立候補を制限される場合があります。たとえば、下の選挙ミニ知識の「重複立候補」、それに「連座制[※]による立候補禁止」などの場合です。

※ある選挙で、候補者と一定の関係にある者が買収などの選挙違反で一定以上の刑に処せられた場合、例外的な場合を除いて、その候補者は当選を失い、一定期間その選挙に立候補できなくなります。

立候補届の受理

選挙長は、立候補届の記載と添付書類に問題がなければこれを正式に受け取ります。これを立候補届の受理といい、これで「公職の候補者」が誕生します。届出の受理の順番は受付場所への到着順ですが、受付開始時間前に到着した者の間の順番は、公平を期すためくじ引きで決めます。

候補者の異動

立候補届が受理された後、候補者に異動が起こることがあります。たとえば、その後の調査で被選挙権がないとわかった場合や、不幸にも死亡された場合などです。この時は立候補届の却下、候補者名簿からの抹消が行われ、場合によっては補充的な立候補の受付けなどが行われます。

選挙ミニ知識 ③

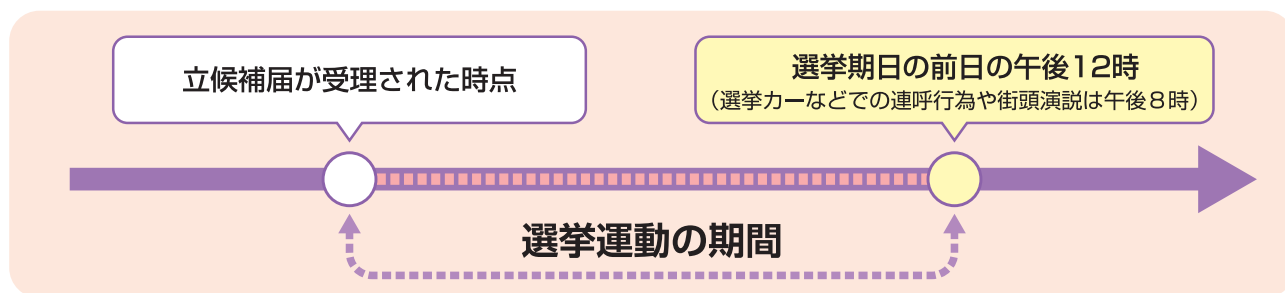
「候補者名簿と重複立候補」

衆議院の比例代表選挙で、政党等が届け出る候補者の名簿には、政党等の名称や略称、候補者の氏名などのほか、「拘束名簿式」であるため、「当選人となるべき順位」が記載されています。また、前頁の（ア）または（イ）の政党等は、その選挙で届け出た小選挙区の候補者を、比例代表選挙の名簿にも載せることができます。このように同じ人が同時に2つ以上の選挙の候補者になる「重複立候補」は、他の選挙では禁止されていますが、政党本位の選挙である衆議院選挙では、政党等が必要な候補者を確保するためという理由で特別に認められています。また、複数の重複立候補者がいる場合には、これらの重複立候補者は比例代表選挙での「当選人となるべき順位」を同順位にすることもできます。

選挙運動は、有権者が各候補者の政見、政党の政策などを知り、一票を投じる判断の基礎となるものです。しかし、選挙運動を無制限に認めると、その選挙が候補者の財力などによって歪められるおそれがあります。そこで、選挙の公正・公平を確保するために、一定のルールが設けられています。

選挙運動の期間

選挙運動ができる期間は、「公職選挙法」により定められています。立候補届が受理された時から、選挙期日の前日までです。この期間中も、選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に行うこととされています。届出が受理される前の選挙運動は、事前運動として、禁止されています。また、選挙期日当日の選挙運動が禁止されていることにも注意してください。



○ 立候補の届出前でもできること

- 立候補の準備
(政党の公認を求める行為、立候補の瀬踏行為など)
- 選挙運動の準備
(選挙事務所等の借入れの内交渉、立札や看板、ポスター等の作成など)

✕ 立候補の届出前にはできないこと

- 投票の依頼。また、投票の依頼と認められる行為。

○ 選挙期日でもできる選挙運動

- 選挙ポスターを前日のまま貼っておくこと。

「公正さを保つため、 公務員など選挙運動ができない人もいます。」

選挙運動は原則として誰でも行えますが、職務や地位の影響等を考慮して、次の人は例外的に禁止されています。
《選挙運動ができない者》

- 選挙事務関係者(投票管理者、開票管理者、選挙長など)
- 特定公務員(中央選挙管理会、選挙管理委員会などの委員や職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏および徴税の吏員)
- 年齢満18歳未満の者
- 選挙犯罪により選挙権・被選挙権を有しない者

また、公務員や特定独立行政法人などの役職員、教育者なども、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されるなどの制限があります。



選挙運動の方法

選挙運動の方法は、大別すると、印刷物その他の文書図画によるものと、演説その他の言論による選挙運動に分類されます。

ぶんしよとが 文書図画

文書図画とは、文字や記号、絵、写真などが記載されたすべてをいいます。文書図画による選挙運動は、お金のかかる選挙の原因となりやすいことから、特に詳細な規制があります。選挙運動に使える文書図画は、次のものだけで他のものを使うことは禁止されており、選挙の種類ごとに使うことができる文書図画が定められています。また、有権者に選択材料を提供するため、「選挙公報」も配布されています。

選挙で利用できる文書図画

- 選挙運動用の通常はがき
- ビラ
- ポスター
- パンフレットまたは書籍
- 新聞広告
- 選挙事務所のポスター、立札、看板など
- 選挙カーに取り付けるポスター、立札、看板など
- 演説会場のポスター、立札、看板など
- 候補者が身につけている、たすきや胸章など

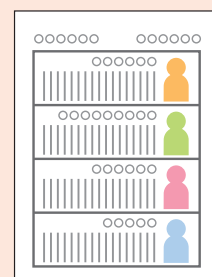
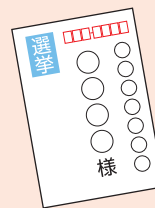
それぞれ、規格、数量（回数）、使い方（配布方法や掲示場所等）などについて詳細に決められています。また、ここにあげたものでも選挙の種類によって、使えるものと使えないものがあります。さらに、国政選挙では「候補者が使う」「政党が使う」「その両方が使う」という区別もあります。

●「選挙公報」

選挙管理委員会が発行するもので、候補者の経歴や政見、政党の政策などが掲載されています。投票日の2日前までに各世帯に届けられます。

※衆議院議員選挙・参議院議員選挙・都道府県知事選挙で発行されます。その他の地方公共団体の選挙では、その地方公共団体の自主的な判断で条例に基づいて発行されます。

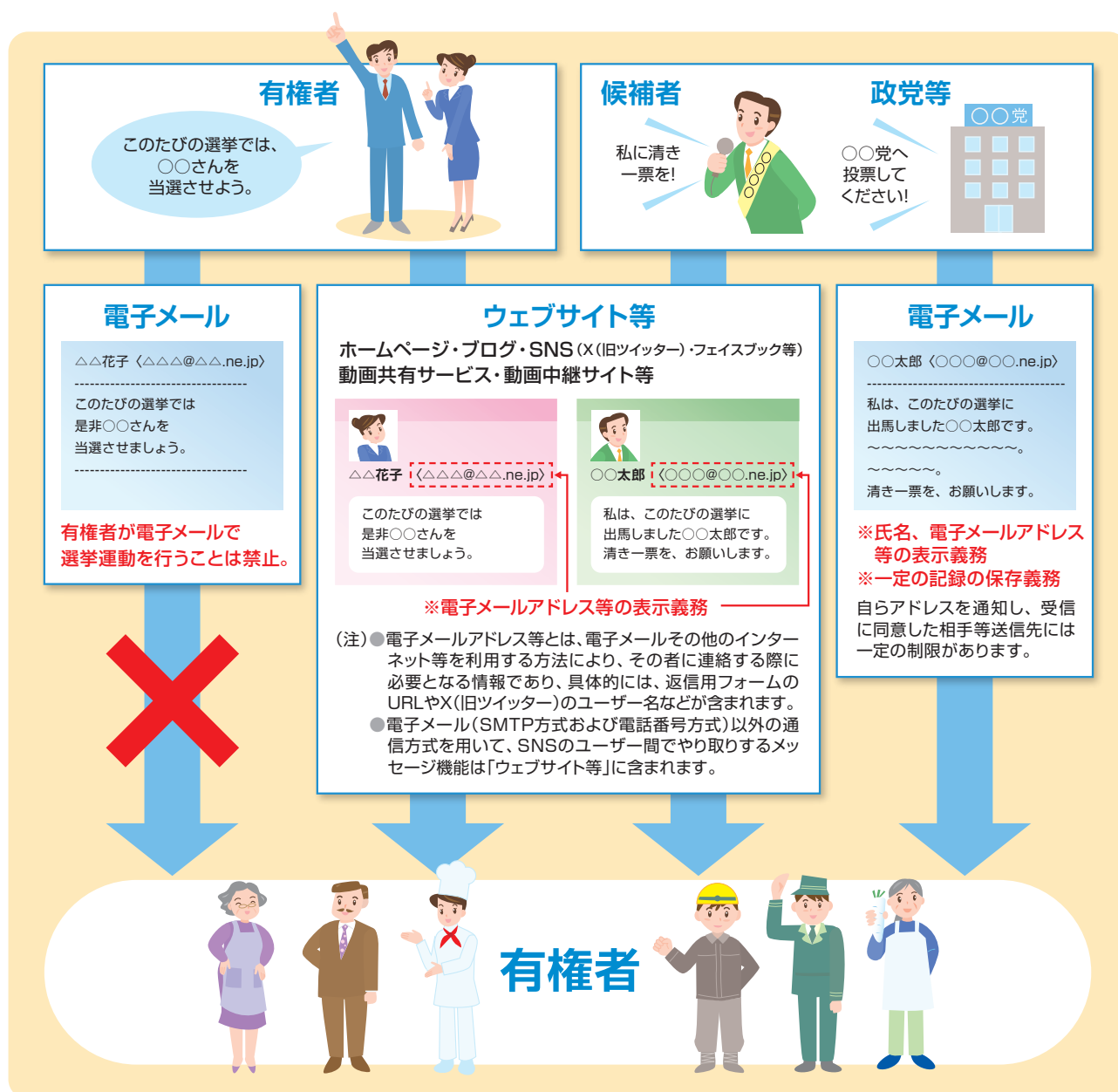
●インターネット（詳細は次頁）



インターネット選挙運動

平成25年4月の法改正により、国政選挙、地方選挙においてインターネットを使った選挙運動ができるようになりました。

- ①有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、X（旧ツイッター）やフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能となりましたが、電子メール（SMTP方式および電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等および電子メールを利用した選挙運動が可能になりました。





インターネット選挙運動で禁止されていること(例)

●年齢満18歳未満の者が選挙運動をすること

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません。

●選挙運動期間外に選挙運動をすること

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日に立候補の届出がされてから投票日の前日までしかすることができません。

●有権者が電子メールを使って選挙運動をすること

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限られます。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません。

●HPや電子メール等を印刷して頒布すること

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません。



ワンポイントガイド

報道等でインターネット選挙運動のことを「ネット選挙」と略すこともあったため、「インターネットを利用して投票をすることができる」と勘違いしている方がいるようね。

総務省がインターネット選挙運動の解禁後に調査を行ったところ（インターネットモニター調査・標本2000）、「インターネットを利用して投票すること」に対し、「できない」と正答した方は51.9%に留まり、半数近くの方は、「できる（18.8%）」と誤答したりあるいは「わからない（29.3%）」と答えています。インターネットを利用して投票ができることではないので注意してね。

言論・その他

言論による選挙運動は、有権者にとっては候補者の人物や政見を知るのに役立ち、また、候補者や政党にとっても直接訴えられる利点があります。これに関しても一定の制限が設けられています。

言論による主な選挙運動

演説会

候補者が開催するもの（個人演説会）と、衆議院議員の選挙で候補者や候補者名簿を届け出た政党が開催するものがあります。開催回数に制限はありませんが、選挙の種類によって、演説会の開催中使用できる立札や看板の総数が定められており、その結果、同時に開催できる数は制限されます。

※これ以外の選挙運動のための演説会はすべて禁止されており、開催できません。

街頭演説

各選挙の候補者または衆議院議員選挙の候補者名簿を届け出た政党は、演説者が所定の標旗を立て、その場にとどまった状態で街頭演説を行うことができます。衆議院議員選挙では、このほかに候補者を届け出た政党が、停止した選挙カー（船舶）の上や周辺で街頭演説を行うことができます。いずれの場合も、時間は午前8時～午後8時で、電車や駅構内、病院等では禁止されるなどの場所的な制限もあります。

連呼行為

演説会、街頭演説の場所、選挙カー（船舶）の上で行うことができます。選挙カー（船舶）上での連呼は、午前8時～午後8時の間に限られています。

政見放送

候補者の政見や主張を、テレビやラジオで放送します。

※衆議院議員、参議院議員、都道府県知事選挙で実施。

衆議院小選挙区選挙、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙では、政党による政見放送が行われます。

経歴放送

テレビやラジオを通して、候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を紹介します。

※衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、都道府県知事選挙で実施。

選挙運動には
いろいろな方法が
あるんだね。





自由にできる選挙運動

文書による選挙運動は「できる」と決められたものしかできませんが、言論による選挙運動はここで説明したような制限に触れなければ誰でも自由に行うことができます。たとえば、次のようなことができます。

電話での 投票依頼

誰でも自由に行えますが、候補者や出納責任者の指示でかけるような場合、料金は選挙運動費用に加算されます。

個々面接など

来訪者や街頭で出会った人などに投票を依頼することができます。ただし、自分の方から訪ねる場合は、「戸別訪問の禁止」に当たらないことが必要です。また、選挙の演説会ではない集まり（街頭以外での場所）で、投票依頼をすることもできます。

禁止されている行為

戸別訪問

投票を依頼したり、投票を得させない目的で戸別訪問することは禁止されています。また、選挙運動のため、演説会や演説があることを戸別に告知することや、特定の候補者や政党の名前を言い歩くことも戸別訪問になります。

飲食物の提供

選挙運動に関して飲食物を提供することは、湯茶とお茶うけ程度の菓子のほかは禁止されています。ただし、衆議院の比例代表選挙以外の選挙では、選挙運動に従事する者および選挙運動のために使用する労務者に対するものであれば、限られた数と単価の弁当を提供できます。



ワンポイントガイド

他にも選挙事務所の設置や
選挙カー（船舶）の使用、
拡声機の使用など、
さまざまな制限があるのよ。

※選挙運動とは（昭和52年2月24日 最高裁判決）

公職選挙法における選挙運動とは、特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要なかつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることをいうものである。

お金のかからない選挙となるよう、選挙運動費用の支出に最高限度額を定める制度が設けられています。また、選挙運動費用の一部を公費で負担する制度があります。選挙運動費用の内容は、収支報告書によって公開され、誰でも見るすることができます。

金銭や物品の受け渡しだけでなく、その約束もその時点で収入・支出になります。

収入

金銭、物品、そのほかの財産上の利益の收受およびその收受の承諾または約束。

支出

金銭、物品、そのほかの財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束。財産的利益を自ら供与または交付、消費することも支出です。

寄附

金銭、物品、そのほかの財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束で党費、会費その他の債務の履行としてなされるもの以外のもの。寄附を受ける側においては「収入」の一部、寄附をする側においては「支出」の一部となります。



ワンポイントガイド

公職選挙法では、たとえば、国の選挙では国と、地方公共団体の選挙ではその団体と、請負などの関係にあるものは、その選挙に関して寄附をすることは禁止されている。また、政治資金規正法では、寄附をしてはならない者や寄附の上限額について定めているわ。

みんなが真剣に取り組んでいる選挙で、不正は絶対にゆるせないよね！





選挙運動費用の会計

選挙運動では、費用の制限とともに正確な収支の報告が義務付けられています。候補者は、収支の一切の責任を負う出納責任者を1名選任してあたためます（候補者本人でも可）。また、報告された内容は国民に公表されます。

信頼できる人を選びます。



そうね。お金の管理が
ずさんな人には、
任せられないものね。



出納責任者を選任して、選挙管理委員会
（参議院議員比例代表選挙にあっては、中央選挙管理会。参議院合同
選挙区選挙にあっては参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下同じ。）
に届出。

出納責任者は会計帳簿を備え、
選挙運動に関するすべての収入、支出および寄附を記載

選挙期日から15日以内に選挙管理委員会
に収支報告書を提出。
会計帳簿や書類は3年間保存。

選挙管理委員会は、
報告書の要旨を国民に公表します。

提出された報告書は3年間保存され、
誰でも閲覧することができます。

※衆議院議員小選挙区選挙、衆議院・参議院比例代表選挙で候補者や候補者名簿を届け出た政党等については上記が適用されず、政党等の政治資金規正法に基づく収支報告の中で選挙費用についても報告されます。

法定選挙費用

法定選挙費用とは、選挙運動費用として支出することができる最高限度額のことです。選挙費用が莫大にならないように設定されているものです。これを超えて支出すると、出納責任者に罰則が科せられるとともに、連座制により候補者の当選も無効となる厳しいものです。法定選挙費用は、選挙の種類によって異なり、選挙人名簿に登録されている有権者数[※]に人数割額を乗じて得た額と固定額の合算した額となります。

■法定選挙費用（一例）	固定額	人数割額
衆議院小選挙区選挙 (候補者の法定選挙費用)	1,910万円 (選挙区により2,130万円 または2,350万円)	有権者1人あたり15円
参議院比例代表選挙 (候補者の法定選挙費用)	5,200万円 参議院比例代表選挙では、 固定額・人数割額という制度がなく一律です。	
参議院選挙区選挙	2,370万円 (北海道は2,900万円)	有権者1人あたり13円 (その選挙の定数が1人の選挙区) 有権者1人あたり20円 (その選挙の定数が2人以上の選挙区)
都道府県知事選挙	2,420万円 (北海道は3,020万円)	有権者1人あたり7円
指定都市の長の選挙	1,450万円	有権者1人あたり7円
指定都市以外の市および 特別区の長の選挙	310万円	有権者1人あたり81円

※参議院の選挙区選挙では、選挙区の有権者数を議員定数で割ったものに人数割額をかけ、それに固定額を足したものを法定選挙費用とします。

◎衆議院小選挙区選挙、衆議院・参議院比例代表選挙で候補者や候補者名簿を届け出た政党等には、こうした選挙運動費用の制限は適用されません。



選挙公営

選挙運動の一部は選挙管理委員会などによって行われ、その費用は、国や地方公共団体が負担します。また、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度があります。これは、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として採用されている制度です。公営となる内容は、選挙の種類によって異なります。

■公営となる主な内容

		選挙公報の発行	ポスター掲示場の設置	ポスターの作成	通常はがきの交付	通常はがきの作成	ビラの作成	選挙カーの使用	新聞広告	政見放送	経歴放送
衆議院 小選挙区	候補者届出政党		×	×	×	×	×	×	○	○	
	候補者	○	○	△	○	△	△	△	○		○
衆議院比例代表		○	×				×	×	△	○	
参議院選挙区		○	○	△	○	△	△	△	○	○	○
参議院 比例代表	名簿届出政党等	○							△	○	
	名簿登載者 ※特定枠名簿登録者を除く			△	○	△	△	△			
都道府県知事		○	○	□	○	×	□	□	○	○	○
都道府県議会議員		□	□	□	○	×	□	□	×		
市区長		□	□	□	○	×	□	□	×		
町村長		□	□	□	○	×	□	□	×		
市区議会議員		□	□	□	○	×	□	□	×		
町村議会議員		□	□	□	○	×	□	□	×		

・○は公営で行われるもの

・△は公営であるが得票数等に一定の制限があるもの

・□は都道府県または市区町村の条例で公営にできるもの

※ここでいう「市区町村」の「区」は東京23区を指します。

※町村議会議員選挙及び町村長選挙については、令和2年12月12日以降告示される選挙から、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、条例による選挙公営の対象となりました。

・×は公営で行われないもの

・空欄は制度がないもの

政党など政治活動を行う団体の政治活動のうち、その態様や効果が選挙運動と紛らわしいものには一定の制限が設けられます。

政党など政治活動を行う団体が選挙時に規制される政治活動

衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、
指定都市議会議員、市長、特別区の区長の選挙時

- | | |
|------------------|--|
| ①政談演説会の開催 | ⑦ビラ等の頒布 |
| ②街頭政談演説の開催 | ⑧選挙に関する報道評論を掲載した
機関紙誌の頒布・掲示 |
| ③政治活動用自動車（船舶）の使用 | ⑨連呼行為 |
| ④拡声機の使用 | ⑩公共の建物での文書図画の頒布 |
| ⑤ポスターの掲示 | ⑪掲示または頒布する文書図画への候補者の
氏名または氏名類推事項の記載 |
| ⑥立札・看板等の掲示 | |

指定都市以外の市（特別区を含む）の議会の議員、
町村長、町村議会議員の選挙時

- ①連呼行為
- ②公共の建物での文書図画の頒布
- ③掲示または頒布する文書図画への
候補者の氏名または氏名類推事項の記載

※選挙の期日の公示（告示）の日から投票の当日まで規制されます。
※選挙が行われる区域の外では、自由に政治活動が行えます。

広い意味では選挙運動も政治活動の一部だが、公職選挙法では、『政治上の目的を持って行われる一切の活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの』を政治活動と言っているんだよ。

公職選挙法では、副次的に政治活動を行う経済団体や労働団体などの政治活動も規制の対象になるんですね。



選挙時の確認団体の政治活動

ただし、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、指定都市議会議員、市長、特別区の区長の選挙では、確認団体に限り、選挙時も一定の条件下で次の活動を行うことができます。

- ① 政談演説会の開催
- ② 街頭政談演説の開催
- ③ 政治活動用自動車の使用
- ④ 拡声機の使用
- ⑤ ポスターの掲示
- ⑥ 立札・看板等の掲示
- ⑦ ビラ等の頒布
- ⑧ 選挙に関する報道評論を掲載した
機関紙誌の頒布・掲示
- ⑨ 連呼行為

確認団体とは

その選挙に、所属候補者等を一定数擁立する等の要件を満たした政党などの政治団体（総務大臣または選挙管理委員会の確認が必要）。

例）参議院議員選挙で、候補者名簿を届け出た政党等や全国で10名以上の所属候補者を擁立する政党などの政治団体

※衆議院議員選挙には確認団体制度はありませんが、候補者や候補者名簿を届け出た政党等は、その立場で選挙運動を行うことができます。

選挙時の推薦団体の政治活動

参議院議員選挙では、確認団体に所属する候補者と所属しない候補者との均衡を図るため、「推薦団体」が推薦演説会を開催できます。

推薦団体とは

その選挙で、確認団体に所属しない候補者を推薦・支持する政党などの政治団体（選挙管理委員会の確認が必要）。

例）無所属の候補者を推薦する団体

選挙 三 二 知 識 ⑤

「平常時の政治活動にも、一定の制限があります。」

政治活動は、本来自由であるべきものです。しかし、選挙がないときの政治活動でも、政治活動なのか選挙目的なのか判断しにくいものが多いため、立候補予定者の名前や後援団体の名称を記載した立札、看板、ポスターなどの文書図画掲示には数や規格などの制限が設けられています。

政治活動？



選挙？

